



NPO法人
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2014
2月号

DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

広がる性暴力被害者への回復支援

DV、レイプ・強制わいせつ、性虐待

ドメスティック・バイオレンス（DV）、レイプ・強制わいせつなど性暴力被害者に、被害直後から相談、医療を中心に総合的な支援を提供しよう、という回復支援をめざす取り組みが広がりをみせています。性暴力支援センター・大阪（SACHICO）の設立をきっかけに、その必要性と重要性が認識され、いま性暴力支援センター（レイプ・クライシスセンター）は全国に12か所。ネット社会を背景に、携帯やスマートフォンを使った女子中学生・高校生の被害の実態も明らかで、若年層への緊急な対応に迫られています。

性暴力支援センター・大阪（SACHICO）の試み

全国女性シェルターネットと地元都道府県が協働で開催する「全国シェルターシンポジウム」では、DV、性暴力問題が取り上げられ、「全国にDV、性暴力支援センターをつくろう」との呼びかけがされてきました。呼びかけ人は、阪南中央病院（大阪府松原市）の産婦人科医師加藤治子さんら。13年10月のシンポジウムで、同病院内にSACHICOが開設後、3年を経た実績と課題を報告・提起しました。

それによると、13年3月までの3年間で、電話相談件数は1万件余、来所は1746件、初診557人。「性暴力支援センターを病院拠点型で取り組む必要がある」と主張して、24時間の電話・面接相談、産婦人科医師を中心に被害直後からの救急医療、カウンセリング、法的支援など必要に応じた支援をしているほか、加害者対策も証拠の採取、記録の保存など医師、カウンセラー、弁護士、専門の相談スタッフらが連携し、総合支援を実践しています。

ネットで接触—迫られる10代女子の緊急対応

初診557人の被害の内訳は、6割をレイプ・強制わいせつが占め、次いで性虐待（実父、義父、兄などから）、DVなど。加藤さんは「同意のない、対等でない、強要された性的行為は、すべて性暴力と言える」として、『性暴力とは』と、①レイプ・強制わいせつなどの性暴力 ②子どもへの性虐待 ③DVとしての性暴力—と提起。被害者の特性は、性虐待被害を受けた子どもたちが多く、父親、兄など加害者が身近にいること。被害者は各年代層にわたっているが、10代が最も多く、アルコールや薬物使用、ネットを通じた被害が目立つ。ネット社会を背景に、出会い系サイトで繋がって被害に遭う10代女子が増えている—などを挙げました。

〈病院拠点型〉〈連携型〉が全国に12施設

性暴力支援センター・大阪（SACHICO）が起爆剤となり、24時間相談でき、安心して医療を受け、警察や弁護士に繋

がるワンストップセンターの設立が相次いでいます。強姦センター・沖縄（REICO・1995年）を含め、全国に性暴力支援センターの役割をもつ施設は、〈病院拠点型〉は大阪、愛知、東京、佐賀、神戸、和歌山の6施設、連携による〈支援センター中心型〉は沖縄、東京、富山、北海道、福岡と被災地である福島は6施設が稼働しています。



韓国からゲストを迎え、性暴力を包括する法制度を、と訴えた「性暴力禁止法をつくろう会議」＝14年1月、東京

いま、できること—茨城に性暴力支援センターを

SACHICOの貴重な報告は、大阪のみの地域限定とは考えにくく、茨城県内にも潜在的に存在すると予測できます。「らいず」は県内外から電話相談を受けています。その中には子どものころ性虐待、性暴力被害を受け、成人後のいまもその辛い体験と記憶が生々しく残り、対人関係が結べない、精神疾患から回復できない、といった悩み・相談に数多く出合ってきました。

全国的にレイプ・強制わいせつなどの性暴力、子どもに対する性虐待、DVとしての性暴力—を包括する性暴力禁止法をつくろう、と法整備を求める声が高まっています。「らいず」は高校、大学生らの意識・実態を探るため、11年度から「デートDV」調査を実施。それによると、女子高校・大学生の「5人に1人」が「何らかのDV被害を受けた」と回答しています。

DVや性暴力被害は人生を変え、生涯を通じての心身の大きな負担となることは言うまでもありません。茨城でいま、何ができるのか。若い世代への予防啓発教育を目的とする学校現場への「デートDV」出前講座の継続的な取り組みは、「らいず」が即・戦力として実践できる課題です。

さらに、専門の支援スタッフによる電話・面接相談、産婦人科医師などによる救急医療、弁護士による法的支援、カウンセラーによる心理ケアと、被害直後からの総合支援に繋がたい。民間活動に頼っているだけでは、現状は変わらないです。県と関係機関をはじめ市町村、教育委員会、警察などこれまでも増して緊密なネットワークの構築と枠組みづくりが求められます。「らいず」はその方策を模索しつつ、性暴力被害者支援に軸足を置いた活動に踏み出したいと考えます。（三富和）

2013年度「デートDV」を通して考える 若い世代への暴力防止啓発事業（デートDV出前講座）

Ⅰ（アイ＝私）メッセージで、気持ちを伝える

茨城県子ども家庭課の委託事業として、2011年、12年度の2か年にわたり取り組んできた「若年層に対するDV防止啓発事業」の継続実施の道を探り、本年度は公益財団法人日工組社会安全財団に「デートDVを通して考える～若い世代への暴力防止啓発事業」への助成金を申請。3年目のデートDV講座を若い世代に届ける事業が実現しました。

今年、出前講座を届けたのは、茨城県内の大学、高校、計17校の3200人。初めてデートDV講座を実施した11年度から、毎年講義の機会を設けている高校もあります。

今、若い世代のほとんど全員が持っているスマートフォン。交際相手にだけ、と思って送った自分の写真や情報が、あっという間にグループのメンバーに共有されたり、知らぬ間にネット上で独り歩きしてしまう状況が簡単に発生します。また、異性のアドレスをすべて消去するよう強制されたり、あるいはSNS上で誰とどんなやり取りをしているか、常に監視されたりということも。13年10月、別れ話に納得しない男性が、高校3年女子の元交際相手にストーカー行為を重ね、彼女の写真をネット上にばらまいたうえに、学校から帰宅した彼女を殺害したという痛ましい事件がありました。別れを機に相手の裸の写真をネット上に勝手に掲載するような行為を「リベンジポルノ」と呼び、法規制の声も上がってきました。

恋愛に不安はつきもの。不安な気持ちを率直に相手に伝える「Ⅰ（アイ）メッセージ」は、決して弱さでも恥ずかしいことでもないこと、それぞれの“色”を尊重し合うことこそ、

人間関係の基本であることを、今後も若い世代に伝えていきます。（坂場）

寄稿 わかりやすく、身近な「DV」を学ぶ

県立取手第一高等学校教諭 藤田 泰子

本校での出前講座は、今年で2度目。主題は「デートDV」だが、内容は男女間に限らず“人間関係のあり方”を考えさせてくれるものだ。

心地よい対人関係が築けずに苦しむ高校生が多い今、とても有意義な講座だと思う。昨年の「これは絶対に知っておきたい内容!」「今、この講座を聞くことができてよかった」などの反響もあり、本年度も1年生を対象に開催した。学年担当の先生たちと共に、わかりやすく表されたパワーポイントや演劇部員熱演のロールプレイを見ながら、親しみやすい講師の先生の話聞く。

静かに聞いている生徒たち。しかし興味津々という感じもない。「まだ他人事なのか?」と少し残念な気持ちを抱えつつ、講座後のアンケートを見てみたら、自由記述の感想欄にどの生徒もびっしり文字が書いてある。

「DVは絶対にいけない」「本当の愛は何か考えさせられた」「支配や暴力はダメ」「親子、友人関係にも役立つと思った」「相手には優しくしたいと思った」。参加した職員からも「いい講座だね」「自分も勉強になったよ」と声を掛けられ、あらためてこの講座の必要性を確信した。いつも早く出前講座を引き受け、わかりやすく展開してくださる、「らいず」の皆様感謝いたします。

2013年度「デートDV」出前講座 PHOTO

- ①県立茨城東高校
- ②県立鉾田第一高校
- ③県立医療大学
- ④明秀学園日立高校
- ⑤水戸・啓明高校



受講生の感想（高校生）

- ◆「DV」の内容を初めて詳しく聞くことができたので良かった。暴力は何かあってもダメなことだと思った。
- ◆暴力にも種類があって、なぐる・蹴る以外にも言葉の暴力などさまざまな暴力があることがわかった。
- ◆5人に1人がデートDVをされていることに驚いた。本当に身近な関係にあるのだと思ってびっくりした。
- ◆いろいろな対応の仕方を知ることができたから、もし友達に相談されたら「そんなこともあるよ」などと言ったりしないように気をつけたいと思った。
- ◆困ったときは周りの人に相談し、1人で抱え込まないことが大事だと思った。
- ◆今後、恋愛をした時に相手を尊重し思いやれる人にならないといけない、またなっていきたいと思った。

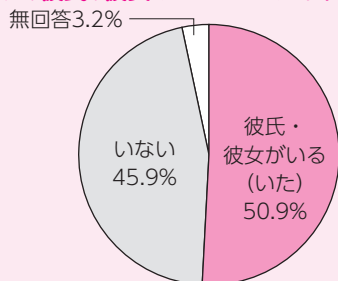
- ◆どんなことがあっても、女性に対して暴力は振るいたくないと思った。
- ◆今日講義であったような内容を友達から相談される。だから、こういう授業を、もっといろんな高校で行って欲しいと思う。こういう風に、きちんとした大人が私たちのような高校生に、率直に、世の中の現状や予防、対策を伝えてくださることで、防げる事件やトラブルがある。
- ◆デートDVは相手の心を深く傷つけ、その人の社会復帰が難しくなり、それにかかわるすべての人がとても嫌悪な気持ちに陥るので、この日本からなくすことが現在の課題だと思う。
- ◆過去に交際相手にデートDVにあたる行為をしたことがあったので、しっかり謝っておこうと思った。もう二度としないようにする。

2013年度「デートDV」を通して考える 若い世代への暴力防止啓発事業（デートDV出前講座）

「デートDV」アンケート調査結果（中間集計）

デートDV出前講座実施校の一部・835人（男子294人：35.2%、女子541人：64.8%）のアンケート調査の中間集計です。

◆これまでに、彼氏、彼女がいたことがありますか。



◆「いた」と答えた人に、次の質問をしました。（%）

●次の行為を、彼氏、彼女からされたことがありますか。（複数回答）

	複数回	1回
★大声をあげる、怒鳴る、ものにあたる・壊す	51.6	14.1
★秘密をばらすと脅す	33.6	14.1
★行動を制限したり、監視する	18.0	9.4
★首を絞める	15.6	13.3
★物を投げつける	14.1	7.8
★わざとバカにする、傷つくことをいう	11.7	7.8
★暴力を振るうと脅す	11.0	5.5
★お金を払わせる、お金を返さない	7.8	9.4
★キス、セックスを強要する、避妊に協力しない	7.0	3.9
★たたく、殴る、ける	5.5	6.3

●何らかの被害を受けた時に、どうしましたか。

★我慢した	33.9%
★イヤと相手に伝えた	35.6%
★やり返した	11.9%
★別れた	18.6%

●何かの被害を受けた時に、誰に相談しましたか。

★友達	54.2%
★先生	1.7%
★親	0.8%
★相談機関	0.8%
★誰にも相談しなかった	41.5%

●暴力に対する認識（%）

	加害経験あり	加害経験なし	被害経験あり	被害経験なし
★束縛は愛されている証拠	18.3	4.7	20.3	4.6
★メールや行動の制限は、好きな証拠	8.4	3.0	7.8	3.4
★ことばで傷つけても、殴らなければ暴力ではない	8.4	4.3	8.6	4.5
★暴力を振るわれる方にも責任がある	19.8	14.6	19.5	15.0
★場合によっては、暴力が必要	18.3	13.9	18.8	13.5
★暴力は決して許されない	90.1	94.0	90.4	93.8

「暴力は決して許されない」と答えた受講生は90%を超えています。が、「束縛は愛されている証拠」の項目では、加害・被害経験のある学生の方が経験のない学生に比べて同意する割合が多くなっているほか、「場合によっては、暴力が必要」でも認識が分かれています。若い世代への理解の促し方の課題が見えてきます。（土居・上野）

受講した大学生（医療系）の感想・意見から

◆デートDVという結婚していないカップルにも暴力が存在するケースがかなり多いことに驚いた。DVを受けた人が精神的、身体的に傷つけられるのはもちろんだが、それを目撃してしまった子どもにもダメージを与え、成長を妨げることを知って、DVを軽視してはいけないと強く感じた。子どものうちからDVについて学び、相手の気持ちを尊重する習慣を身につけることが必要だと思う。

◆ニュースではDVから発展した事件が取り上げられる。普段は自分に関係ないと思って聞き流していたが、改めて考えさせられた。自分が将来、患者から直接的に訴えがなくても、気づき適切な対処ができるようになりたいと思った。レイプ・強制わいせつ被害を受けた子どもに対する処置も大切だと思う。PTSDになるなどして、社会に適応できなくなる可能性もある。早めにカウンセラーに繋げるのがよい。相手を思いやり、DVがない社会になることを願いたい。

◆DV、デートDV被害者が自分の予想よりも多かったこと、医療者の警察などへの通報が義務ではなく、努力義務であることが意外だった。医療機関ができることは被害の発見と安全確保であると思う。私たちはDV被害について正しい知識を持っていることが重要で、患者に遭遇したとき、適切な対応をしなければならない。女性だけでなく男性も被害者になり得るし、同性カップルにも起こり得ることを頭に入れておか

ないと、被害を見逃してしまう可能性があると思った。

◆DVは自分にとって程遠いことであると思っていたが、デートDVは決して珍しい問題ではないのだと感じた。DVは一時的な苦しみだけでなく、罪悪感や絶望感にさいなまれ続け、PTSDを患うこともあり、長きにわたって被害者を苦しめる。病院スタッフは、DVについて知識をもち、相手の話をきちんと聞いてあげることが必要であると感じた。

◆DVの実態やDVに対して医療機関に何ができるのか、よく分かった。DV防止法、ストーカー規制法といった法的支援の内容は興味深かった。DVにサイクルがあることは初めて知ったので、中学・高校の保健の授業に取り入れたら良いのではないかと感じた。DVを減らすために、加害者の視点に立った対策はないのか気になった。

◆DVが生じてしまう背景には、ジェンダーの問題もかかわっている。幼いころから「男子は女子をリードしてあげる」「女子は男子を頼りにするものだ」と刷り込まれることによって、支配する、支配されるのが当然と感じてしまう。近年、漫画、アニメといった日本のサブカルチャーが発達し、それから子どもたちが誤った認識をする恐れがある。男女は平等であり、相手の立場を尊重することが本物の愛を築くうえでの前提となることを、幼少期からの教育で教えることが必要であると思う。

2013年度 定期総会と各種研修会

DV・性暴力をなくす ～つなげよう、広げようネットワーク～ 「らいず」2013年度総会&研修交流会

「らいず」の定期総会は2013年6月29日、水戸市の県立図書館会議室で開き、「DV・性暴力被害をなくすつなげよう、広げようネットワーク」を重点テーマにした新年度の事業計画案、収支予算案などを決め、新役員を選出しました。総会後、恒例の研修交流会では、筑波大学医学医療系准教授の森田展彰さんが「暴力被害による女性、子どもへの影響とその回復援助について」講演しました。＝写真。

年度事業の重点テーマは、次世代につながる「暴力の根絶」の実現のため、地域に根差すDV・性暴力被害者支援が必要としているもの、組織力のあり方を、13年目を迎える活動を精査し、掲げた目標です。

新規事業としての「外国籍女性とその子どもへの支援」。外国籍の女性とその子どもの相談が増えています。日本の法律のはざまでの支援活動の難しさが山積している現状での支援活動のあり方を研修と実践を通して取り組みます。

県との協働事業として2年間取り組んできた「デートDV」出前講座事業は、実施した学校の反響が強いこともあって本年度は「自前」事業として継続するほか、引き続き水戸市と「DV、暴力被害を受けた子どもに対するホーム・フレンド事業」の事業継続。このほか、電話相談、シェルター運営、自助グループの活動などを拡充します。



研修交流会

●暴力被害の回復援助

総会終了後の研修交流会は、医学博士で筑波大学医学医療系准教授、森田展彰さんの講話「暴力被害による女性、子どもへの影響とその回復援助について」のあと、出席者との意見交換が行われました。＝写真



臨床の立場から、「DV被害は女性のさまざまな人生選択や自分なりの生きがいを持つ権利を奪ってしまう」と、DVによる女性の人生に対するダメージについて解析、自ら援助を求めることが難しい被害者には安全環境の確保、生活支援を含めた情報提供し、必要に応じた治療といった対応の重要性を提示しました。

DVを受けている母親は「安心基地」としての機能が制限・障害され、子どもに安心感を提供できなくなるなど、「DVは母と子への直接影響のみでなく、母子関係、家族関係を壊すことで子どもに多重のダメージを及ぼす」と強調、母親への介入とともに、子どもの年齢にあわせた効果的な回復へのプロセスを示しました。(三富正)

研修会 DV被害を受けた外国籍女性と子どもの支援



自治体を対象にした全国調査だと、一時保護された被害者の8～9%を外国籍女性が占め、被害体験の割合が高い傾向が伺えます。茨城県内に「日本人の配偶者等」の在留資格で暮らす外国人は6千人。外国籍の女性と子どもたちがDV被害から逃れ、生活再建をめざすとき、言葉や生活習慣の違い、文化などさまざまな差別の壁を乗り越えなければなりません。

12年7月に新しい入国管理法が実施になったのに続き、本年、日本は子どもの連れ去り問題などが絡むハーグ条約を締結しました。「らいず」は外国籍の被害者にどのように寄り添い、支援するのか、国際結婚と法制度とのかかわり、をテーマに研修会(13年12月)を開きました。講師はタイ人の支援団体の代表を務める山崎パチャラーさん、弁護士で県弁護士会外国人の人権救済委員長秋山安夫さん。＝写真。

●厚い言葉の壁、通訳者を配置

山崎パチャラーさんは、「女性の家HELP」での活動を経て、新宿区役所の生活支援相談員として外国籍の人を対象に通訳者の手配などを担当。11年パープルホットライン、12年は「よりよいホットライン」に参画し、外国語の電話相談を受けています。その間の11年4月、外国籍女性に対する支援を目的に「ウェラワリー」を立ち上げ、現在に至っています。



その「ウェラワリー」の支援内容は、主にDV問題、生活、法律、精神的な問題などに対する電話相談、年間約110件にのぼる同行支援、また通訳や翻訳を6言語対応で行っています。同行支援では、長年の経験を積んだスタッフが、警察署、行政、司法、医療機関に対し、当事者の問題を通訳し説明するという支援を行っています。

パチャラーさんは、事例を挙げながら、外国籍のDV被害者が直面する課題とその取り組みを紹介。人身取り引き、架空の仕事や斡旋する業者による被害の実態が、国際結婚の背後にある、と提起。外国籍のDV被害者はコミュニティやネットワークが希薄であるため孤立し、DV被害を受け続けかねないこと、そして何よりも支援を求める際に言葉の壁という問題に直面する、と強調しました。そのため、「ウェラワリー」が提供する支援がいかに重要か、またその重要性を考えれば、これらの支援は無償ボランティアとして扱われるべきではない、との考え方で、支援と助成金を獲得する活動に取り組んでいる、と強調しました。(土居)

●夫依存の在留資格一求められる法的支援

弁護士秋山安夫さんは、県国際交流協会法律相談に长年携わり、そこでは外国籍女性のDV被害の事案にも熱心に取り組んでいます。



外国籍DV被害者は、日本人女性の約5倍超と推定されていて、日本人男性と国際結婚した在日外国籍女性が被害に遭いやすいと言われます。理由は言葉や文化の違いだけでなく、圧倒的な力の格差や偏見があります。外国籍女性のDV被害の問題では、まず在留管理制度にあります。

これは「外国籍女性の法的地位が日本人夫に依存する在留管理制度になっていて、DVを受けても我慢しているケースが多い」と指摘しました。

DV防止法に関する法律の問題で、自身の経験をもとに「保護の対象になっていても在留資格などで日本人と異なる対応の必要性があり複雑だ」。支援体制が不十分という問題もあり、単なる通訳ではなく、パスポート、在留期限の確認、住民票の閲覧禁止、離婚届の不受理届け、保護命令など専門知識を持った相談員がかかわることが大切だ、と強調。

さらに注意が必要なのが、12年7月に入国管理法が新しい制度になり、日本人の配偶者として6か月以上活動を継続して行かない場合、「正当な理由」がないと、在留資格取り消しの対象となること。DVがあるという説明ができるように準備しておく必要があることです。最近の話題ではハーグ条約の問題もあります。これはアメリカなどが日本に圧力をかけて締結した、との背景があります。

以上のように被害者が日本人の5倍とあるようにそれだけ法律や制度の上でも問題が山積していることが改めて分りました。(清水)

「らいず」事例報告

●連携による「途切れのない支援」を

三富和代代表が「らいず」が支援を行った事例について報告し、「ひとりで日本に来て、生活していこうとする外国籍の女性たちは、日本人にも増して自立心が強く、支援するたびに支援者側が力をいただいているように感じる」と話しました。また、外国籍の女性とその子どもたちへの支援においては、「1つの組織が長期的に支援するのではなく、次に繋いでいく“途切れのない支援”が特に重要になる」と提言しました。

質疑応答

●身の安全、心の会話で安心感を確認

パチャラーさんは、自身がDV被害者として支援を受けた中で、「警察の適切な対応と支援」「支援者の理解」「きちんとケースに向き合い、支援できる通訳の配置」が支援として欲しかった、と話しました。また、フロアから「DV相談は非常に多いが、支援について立ち入れないように感じる。どこまで聞いていいのかわからない」との質問がありました。秋山さんは「まず、最初に考えることは『身の安全』、次に『心の会話』『安心感の確保』が必要で、法律に関する支援はその次」。パチャラーさんは「本人が『自分の言葉で話せる』ことが重要で、自国語での会話がストレス緩和に繋がる」と指摘。さらに、会場の参加者から「研修などを行い、通訳がDV支援について学べる場があるといい」といった意見が出され、県福祉相談センターから県内の対応状況について報告がありました。(上野)

サポート日記 Mさんの出産に立ち会って

茨城県婦人相談所から、妊娠中の外国籍女性を「らいず」のシェルターで一時保護できないか打診があり、本人と面会。現れたのは、小柄な欧米系女性のMさんでした。日本人男性と結婚して1年。夫の仕事を手伝う形で生活していましたが、妊娠を告げると、仕事に支障が出るという理由で中絶を求められたといいます。「どうしても産みたい」と反論したところから暴力が激しくなり、夫の仕事場に行く以外に外出が全く許されず軟禁状態に。ある日、激しい暴行を受けたMさんは、このままでは自分も子どもも命を落とすことになるかもしれないと感じ、知り合いを頼りに家を出て、間もなく婦人相談所に保護されました。

来日後、夫以外の日本人との接触がほとんどなかったため、日本語はとてつもない状況でしたが、「子どもを日本で産み育てたい」というMさんの強い覚悟に、出産まで「らいず」としてサポートする体制をとることになりました。

産院の紹介や定期健診の通訳同行、至便さを考慮してのアパートの手配、など「らいず」メンバー各々が持つ地域資源を最大限活用しながら、新しい命の誕生を見守りました。「母になるという経験が、これほど自分に幸福感をもたらしてくれるとは想像もしていなかった」とかつてない笑顔を見せるMさん。在留資格変更や離婚の手続きなどを今後クリアし、日本での生活はこれから本番となります。地域にMさんを支えるネットワークが少しずつ広がるよう、見守っていききたいと思います。(坂場)

外務省・ハーグ条約専門員として

「らいず」理事 前小屋 千絵

14年1月からハーグ条約専門員として外務省で勤務しています。国境を越えた子の連れ去りにかかわる親の中に、DV被害者が含まれることが予想されることから、中央当局の役割を担う外務省が被害者に適切に対応することができるよう作られたのがこのポジションです。

応募のきっかけは、DV被害者支援に携わっていた知人に、DV被害についての専門知識や支援経験を活かせる仕事があると聞いたことでした。私は、米国大学院在学中から、DV問題に興味を持ち、DV被害をテーマに研究してきました。また、民間のDVシェルターでカウンセラーとしての経験も積みみました。さらに帰国後は、「らいず」の会員になり、支援活動に携わってきました。今後、これまでの支援経験を活かしながら、DV被害者の方に対応していきたいと思っています。

鴈野弘子さん 安らかに

「らいず」理事として会活動に尽力くださった鴈野弘子さんが、2013年2月22日、逝去されました。01年6月に「らいず」が発足して以来、鴈野さんはずっと事務局の会計を担当くださり、女性シェルター「セフティらいず」部会長、ヘルプラインスタッフとして、熱心に活動してくださいました。

「らいず」は4月、会活動に力を尽くした弘子さんを追悼し、感謝するつどいを開催。会員らがその人柄をしのぶ言葉を寄せた追悼文集「ひまわりのような笑顔」を発刊しました。つどいには、夫の重威さんも出席、おおらかで、温かく、可愛らしかった弘子さんを語り、在りし日をしのびました。予期しない早いお別れでした。鴈野さんの活動と志を無駄にしないよう、継いでいきます。(三富和)

第16回全国シェルターシンポジウム 2013 in もりおか・岩手 参加報告 (2013.10.26・27)

つながる、ひろげる、パープルネット

第16回全国シェルターシンポジウムは、2013年10月26、27日、岩手県盛岡市で開かれました。前々回の仙台市に次ぐ東日本大震災の被災地での開催に、DV被害者支援活動にかかわる人など約500人が参加し、各地での被害の実態などの報告をもとに、支援のあり方、法整備の必要性、問題解決への課題について議論を深めました。「らいず」からは、6人が参加しました。＝写真。



シンポジウム「女性と貧困」

開会セレモニーのシンポジウムは「女性と貧困」がテーマ。コーディネーターを務めた戒能民江さん（御茶ノ水女子大名誉教授）は、「女性への暴力は性虐待、暴力、ストーカー、セクシャル・マイノリティのひとたちへの人権侵害など視野が広がっていて、DV防止法の被害者支援システムに限界がある」と指摘し、法・制度の側面の課題を提起しました。

東京大学社会科学研究所教授の大沢真理さんは、日本の世帯の所得の推移と現状を国際比較しながら、「女性、特に母子世帯がワーキングプアになるリスクが高い。公的年金制度が男性中心で、高齢女性の貧困リスクを軽減する設計になっていない“官制”ワーキングプアだ」とし、税や社会保障改革の必要性を強調しました。

全国女性シェルターネット共同代表の近藤恵子さんは、母子統計などを引用しながら支援の現場から報告。「女性たちは性差別社会の中で貧困状態に置かれてきた。DV被害女性の貧困状態はそのことを示している」と結びました。（三富正）

分 科 会

●DV被害女性の自立支援プログラム

県の委託事業として一時保護所退所者の自立支援を進めているDV防止ながさきが、DV環境から離れた後の対応として被害者と被虐待児童をあわせた母子のトータル支援体制を築いて取り組む、安全・経済・住居・医療の確保、離婚・子育ての支援、居場所と仲間づくり・日常生活の中で必要なこと（孤独感の解消・生活や子どもの相談・レクリエーションの場の提供）の実情を報告。

女性ネットSaya-Sayaは、被害者のペースにあわせた自立への支援策として取り組んでいる、気づく・安全安心を得る（自分のいる場を理解する）、心身を癒す（ワーク）、自分にできることを探す（ステップアップ講座参加）、社会参加しながらのメンテナンスなどの母子の同時並行心理教育プログラムを紹介しました。（臼井）

●青年期・思春期の性虐待、性暴力被害者をどう支えるか

2005年10月、岡山県のさんかくナビが核となり、弁護士、医師、相談員らと「デートDV防止プロジェクト・おかやま」を結成。以来、県との協働でデートDV防止の取り組みが展開されてきました。

デートDV掲示板サイトの運営に長年携わる産婦人科医師の上村茂仁さんは、クリニックに訪れる女子高校生、あるいは掲示板サイトやSNSでつながる若者たちとのかかわりで大事なのは、同じ目線で「そばにいる」というメッセージを伝え続けること、と説きます。掲示板に寄せられる質問には、そのサイトに参加する同世代の人たちがそれぞれの経験から回答を書き込む形で、上村さんらが見守っています。

「子どもシェルターモモ」運営スタッフの青野雅世さんは、虐待などで家に居場所を失った子どもたちとのかかわりで、これでもか、というくらい大人を“試す”態度に出会っているといます。「支援というのは、かかわってなんぼなんです」という言葉が、子どもたちの傷の深さを物語ると同時に、支援者としての覚悟を凝縮した思いとして深く心に残りました。（坂場）

●DV・性暴力被害者の自立支援と女性労働

分科会担当は女のスペース・おん。協力は北海道ウィメンズユニオンなど。セクハラや嫌がらせ、退職を強要されたなどの事例を数多く報告しました。証拠がないため、労災と認められずに精神障害が悪化、さまざまな名目で解雇され回復後も復職できないケースが紹介されました。

ユニオンが介入し、団体交渉で未払い賃金や休業補償、損害賠償、解雇予告手当の相当分を支払うことなどで和解。しかし、セクハラ被害者の多くが退職に追い込まれ、訴えたことで責められるなどして心理的後遺症から回復できず、女性の生涯への影響は重大です。今後、就労への課題として、労働の現場の実態や労働者の権利についての学習が支援の取り組みの課題になる、と提言がされました。（福地）

●DV・虐待と性暴力トラウマと共に生きる

レジリエンスが担当し、性暴力被害を経験した女性たちが証言しました。性暴力は加害者が父親や祖父、兄であるなど身近な関係の中で発生し、そのために被害者は助けを求められずにいることが少なくありません。少女時代の7年間、父親から性暴力被害を受けていたYさんは、人間不信に陥り、誰にも言えず、閉じた生活の中で自分を守ってきた、と辛い体験を。「子どもの頃にケアを受ければ違う人生があったかもしれない。助けを求める勇気と社会的支援が必要」と話しました。

交際相手から性暴力を受けていたSさんは「最近になってその事実と向き合うことができるようになり、解離することで自分を守っていたことに気づいた」。いまでも後遺症が続いており、カウンセリングは欠かせない、と証言。ポラリスジャパンの藤原志帆さんは「性的搾取は日本国内でも多発している」と、特に子どもたちの被害拡大に警鐘を鳴らしました。（中条）

●高齢者虐待とDV被害

高齢者虐待とDV被害の現状について高齢社会をよくする女性の会が、高齢者虐待防止法の成立までの経過と法の概要を説明。平成23年度の厚生労働省調査によると被害は身体的、心理的、経済的、介護放棄、DVの順に多く、息子や夫による虐待が多い、と指摘。虐待件数は増加傾向にあり、死亡に至った件数は21件。いじめによる自殺が6件に比べて決して少なくありません。地域でのDV被害者の発見が第一で、

問題解決の可能性が広がります。ただ、就労困難な高齢者の居場所として、介護施設はDVなど暴力について、シェルターでは認知症などへの対応が課題です。NPO法人女性サポート大阪の居場所づくりの活動が紹介され、「人生をとりもどした!」のビデオが放映されました。(福地)

●性暴力被害者のためのアドボケイト

DV被害を受けた女性が、極限まで追い詰められて加害者を殺害するという悲劇的な事件。その当事者となったSさんの体験を中心に分科会が進みました。最初に、Sさんの支援に携わったウィメンズネット函館の古川満寿子さんが、事件の概要と裁判も含めた支援の経緯を説明。Sさん自身が、公の場で初めて自分の体験を語りました。

事件は06年、離婚して生活保護を受けながら子どもと暮らしていたSさんが、交際・同居するようになった相手から、暴言、罵声、暴力を受け、しまいにはトイレ、食事、風呂も禁止という状況に。子どもへも同様の暴力行為が及んだとき、もはや自分だけが我慢するだけでは済まないー「殺すか殺されるか」という極限状態に追い詰められ、相手を殺害するに至りました。

その事件を知ったシェルターネット函館のメンバーは、DVへの認識が社会に不足している中、署名を集め、マスコミにも働きかけ、当事者の正当防衛を訴えますが、Sさんは有罪となり、服役しました。DVがいかに被害者を精神的に追い詰めるか、社会の理解を促しながら、本人に寄り添い回復を支えるための仕組みづくりの必要性が訴えられました。(坂場)



★安心と、分かり合う時間を共有★

「ほっとステーション」活動6年目に

6年目を迎えた「ほっとステーション」はDV被害当事者の心のよりどころになっています。「ほっとステーション」は、それぞれに深い苦しみや悲しみを経験し、問題を抱えているDV被害当事者が、お互いを理解しながら、語り合う場になっています。

参加者は、これまでの体験や現在の状況を語り、いまでも周りの人に理解されなかった感情を、“安全な場所”で言葉にしています。他の参加者の話を聴きながら、自分を客観視し、今の自分の立ち位置を捉えることも可能となります。その過程で少しずつ自尊心を回復し、人との「つながり」を意識し、人との距離感を取り戻し始めています。

これまで「ほっとステーション」を足掛かりに次へのステップに歩み出したサバイバーも参加して、自己の経験を話し、アドバイスするなどして参加者に勇気を与えている姿もあります。これからは相互の力でグループとしても成長していけるような形を作っていけたら、と考えています。

今後も参加者が安心して語れるような環境づくりを心がけ、必要な情報なども提供し、参加者の直接的な支援の場としても機能するよう、運営に努めます。(清水)

「社会が性犯罪被害者を隠している」

被害者が水戸で講演

性暴力被害体験者による講演会「性犯罪被害にあうということ」(いばらき被害者支援センター主催)が14年2月8日、水戸市で開かれました。講師は、自らが性暴力被害を体験した小林美佳さん。淡々とした口調で、事件を語りました。

2000年8月、仕事からの帰宅途中、近所の公園に自転車で通りかかったとき事件は起きました。車の後部座席に連れ込まれ、目隠しをされ、恐怖で助けを呼ぶ声も出ない。ただ、生きて帰りたい、と願う。「汚れた自分、みっともない自分をさらしたくない」と、事件を友人にも親にも話せなかったと言います。その後、様々な症状が彼女を襲います。通勤途中男性が横に立つだけで意識を失う。女性専用車両でも「自分だけが汚れている」と感じ吐き気でトイレに駆け込む。夜は暗がりか怖くて眠れない。友人や家族、誰も信じる事ができない。

結婚しても心の傷は癒えず、程なく離婚。精神的にも被害直後の状況に戻ってしまったそうです。その後、性暴力被害に遭った人たちが情報交換しているネットの掲示板サイトを知り、そこでようやく理解し合える友人を得ます。社会の中にひっそりと隠れている被害者たちーそれは、社会が性犯罪被害者を隠していることを示しています。「性暴力被害者が何を望んでいるか」との問いに、「理解してくれる社会、人、支援機関」。自分のために何かをしてくれた、自分に向き合ってくれる、と被害者が感じられる、「そのような人に出会うことにより、人を信じることができる」と。その出会いこそが被害者の回復の支えになることを、強く心に刻みました。(長谷川)

活動は善意に支えられています。

DV被害女性と子どもたちが安心・安全を得て、自分の生活を取り戻し、生きていくには長い時間と各方面の多様な支援が必要です。「らいず」活動は会費や多くの方々寄付で賄っています。

寄付された寝具類、日用品・台所用品はシェルターで使ったり、当事者が自立するときにお持ちいただいたりします。特に日本カトリック教会の「いのちの基金」は、外国籍女性の支援をした縁で06年から毎年、茨城女性の会を通してお預かりしています。秋には自宅の田んぼで収穫したおコメを寄せてくださる賛助会員もいます。お母さんと子どもたちはシェルター滞在中、暴力にさらされることなく、安心した表情で食卓を囲み、ご飯を食べます。スタッフ手分けで、当事者の家庭におコメを届けたりもします。安否確認を兼ねた活動です。会費納入時に過分に振り込んでくださる方など「らいず」活動は多くの善意に支えられています。切れ目のない支援のため、ご理解・協力をお願いします。(臼井)

おたより

木々の緑が美しい季節を迎え、花の香りが心を和ませてくれます。先日は、私ども「カトリック女性の会」にお出でいただき、貴重なお話をありがとうございました。

「らいず」の機関誌を拝見し、その尊いお仕事に頭が下がる思いです。ーやる方も、やられる方も悪いー子どもたちの考え、このようなことを大人の口から聞いて、はっ!とした経験があります。子どもたちが、私たち大人を鏡に善し悪しを判断しているとしたら、怖いですね。

交流会でのお話もとても心に深く、胸がいっぱいになりました。この茨城に暮らす外国籍の母と子が孤立している姿が目に見えてきて……その方たちに寄り添い、幸せになれるように日々働いておられる皆さまの上に、神さまの祝福をお祈り致します。感謝のうちに。

茨城カトリック女性の会

加藤哲子

13年4月、カトリック教会友部教会で寄付金の贈呈式がありました。交流会で、外国籍女性のDV被害の現状などをお伝えしました。

水戸市と協働 ホーム・フレンド派遣事業
学習指導と心理サポート

水戸市と協働で3年間実施した「メンタル・フレンド事業」から、本年度は新たに子ども課との協働事業として「ホーム・フレンド事業」の名称で始まりました。対人関係が原因となって心に傷や悩みを抱える子どもや、学校で孤立しがちな児童・生徒のもとを”ホーム・フレンド”として訪問し、基本的な学習指導や心理面でのサポートをします。

派遣先家庭の状況は難しいケースもありますが、学生は、日ごろ勉強している専門知識を生かし、その子どもに添った丁寧で優しい接し方をしてくれています。子どもたちも年齢の近いお兄さんお姉さんという感覚で、心を開いて訪問を楽しみにしていると聞いています。

学生からは、定期的に「らいず」の担当に活動報告をしてもらい、その報告をもとに「らいず」が毎月開催している役員会で話し合いを持ち、共有を図り、問題があった場合などは市子ども課と連携をとる体制を整えました。

派遣先家庭の状況が、多方面からのサポートにより安定を取り戻し、その中で、子どもたちが少しでも笑顔で過ごす日が増えるよう、今後も水戸市との情報交換、連携を密接に図っていきたく思います。

(清水)

部会だより

◆女性シェルター「セフティらいず」運営部会

本年度6月からの入居件数は5件と少数。人数は9名、滞在日数75日、平均にすると1件あたり15日になります。15日という日数は、当事者にとってとても厳しい日数ですが、皆さん本当に頑張って歩き出しています。

その後のサポートは、寄付していただいたおコメなど届け
て応援するようにしています。元気な姿が見られたときはと
てもうれしくなります。県一時保護委託など利用者の減少で
財政難にあり、県内唯一の民間シェルターの運営継続が危ぶ
まれます。(三村)

◆ヘルプライン部会

2001年DV防止法の施行に合わせ県内民間団体として初めてDV相談電話を開設して13年、相談件数は年々増加しています。それはDVが増えたからではなく、DVに気づき、相談できることが分かってきたからです。相談内容も、直接的なDV、デートDV、性暴力被害、それらに付随しての人間関係や心の問題、生活、健康、法的な問題など広範に

及び、相談スタッフとしての力量が試されています。これからも研鑽を積み、電話の向こうの相談者の声と思いを受け止め、より良い支援に繋げていきたいと思っています。（中条）

◆地域ネットワーク部会

本年度の地域ネットワーク部会活動は、①水戸市との協働事業「ホーム・フレンド派遣」で学生と受け入れ先家庭との連絡調整。市、学生、「らいず」による相互の情報交換、連携強化の確認。学生から定期的に状況の聞き取りをし、課題などを共有し助言、バックアップをしていく②自助グループ「ほっとステーション」の準備と運営、託児の手配。心理ケア、法律面などの情報提供や支援③当事者の自立に必要な生活物資の収集と管理。地域で生活を始めた被害当事者家族に訪問し、繋がりを持つ機会を深めました。（清水）

◆事務局・会計担当

2年間にわたり取り組んだデートDV出前講座を柱とする
 県委託事業「若年層に対するDV防止啓発事業」が終了した
 本年度の財源は、大変厳しいものとなりました。それでも、
 日工組社会安全財団の助成金がつき、引き続きデートDV出
 前講座を実施できたことは、若い世代のDVに対する認識を
 大きく広げる1年となりました。また水戸市からは、「メン
 タル・フレンド派遣事業」の継続として新たに「ホーム・フ
 レンド派遣事業」として委託金がつきました。「セフティら
 いず」は昨年同様に利用者（一時保護委託）が少なく、シェ
 ルター維持経費の捻出に苦戦しています。（雨目）

●広報部会

ホームページを通して、県内高校からのデートDV出前講座の問い合わせや、DV被害を受けている相談者から電話相談で話し切れなかった内容のフォローメールをいただいたりします。多くの方々に閲覧いただいていることを心に留め、さらにホットな情報を提供できるよう、定期的な更新に努めます。3月完成予定のDV被害を受けている外国籍女性の支援のリーフレットの概要をHPにもアップの予定。支援団体同士のリンクの充実が課題です。(坂場)

「らいず (RISE)」

R : *Right* (権利)
I : *Independence* (自立)
S : *Share* (分かち合い)
E : *Empowerment* (力をつける)

2013年度事業経過

2013年	3/25	電話相談員研修・連絡会（県精神保健福祉センター）
3/31	「デイトDVと若者たちーお互いを大切にす る関係とは」発刊。デイトDV啓発カード・ DV支援カードの作成	
4月	水戸市ホーム・フレンド事業受託・スタート	
4/23	「よりそいホットライン」2年目参画 デイトDV出前講座①江戸崎高 日本カトリック教会「いのちの基金」贈呈式 （友部カトリック教会）	
4/24	県女性団体連盟総会（県健康プラザ） 日工組社会安全財団に「デイトDV」出前講 座助成金申請	
5月	デイトDV出前講座②石岡二高	
6/20	「らいず」総会・研修交流会（県立図書館「暴 力被害による女性と子どもへの影響とその回 復」森田展彰さん	
6/29	第1回「はつとステーション」 日工組社会安全財団県域安全事業助成金決定	
7月	デイトDV出前講座③大成女子高 第2回「はつとステーション」 第3回「はつとステーション」	
7/23	4 内閣府主催「暴力被害者支援ワークショ ー」参加（国立女性教育会館）	
9/3	デイトDV出前講座④牛久高 20 全国シエルトネットワークシンポジウム参加 （盛岡市）	
10/8	デイトDV出前講座⑤取手二高	
10/26	「よりそいホットライン」茨城「スタート」参画	
10/31	デイトDV出前講座⑥日立商業高	
11/5	デイトDV出前講座⑦取手一高	
11/6	デイトDV出前講座⑧県立医療大学看護学科 11/20 対策ネットワーク中央会議に出席（県業 界師会館）	
11/22	第4回「はつとステーション」	
11/26	デイトDV出前講座⑨常磐大学人間科学部	
11/27	デイトDV出前講座⑩筑波大学医学医療系 研究会「DV被害を受けた外国籍女性と子ど もの支援（常磐大学）山崎バチャラーさん 秋山安夫さん	
12/18	デイトDV出前講座⑪茨城東高	
2014年	1/15	デイトDV出前講座⑫潮来高
1/15	デイトDV出前講座⑬銚田一高	
1/27	デイトDV出前講座⑭笠間高⑮茨城大学人文 学部	
2/8	いばらき被害者支援センター講演会「性犯罪被 害にあうこと」に参加（茨城県産業会館） 県女性団体連盟のつどいに参加（レイクエー）	
2/14	デイトDV出前講座⑯水戸啓明高	
2/20	デイトDV出前講座⑰明秀学園日立高	
2/25	3/7 ヘルプラインスタッフ研修会（「ら いず」事務所）	
2/28	ニューズレター発行	
3/2	第5回「はつとステーション」	
3月中旬	リフレット「外国籍DV被害者の支援と 回復」発刊	